

〈補助金,融資,奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定 年月	対象者の要件	内 容
工業振興条例	S59.10	◇製造業,新聞業,出版業 ・取得面積 1,500 m ² 以上 ・工場建築面積が用地の20%以上 ・用地取得後3年以内に操業開始 ・操業開始後、10年間継続して事業を営むこと ・製造に供する部分が延床面積の3分の2以上	用地取得助成金 ○取得額の20%以内 ○限度額 1億円
		・賃借面積 1,000 m ² 以上 ・工場建築面積が用地の20%以上 ・土地又は建物の賃貸借契約日のうちいずれか早い日から3年以内に操業開始 ・操業開始後、10年間継続して事業を営むこと ・製造に供する部分が延床面積の3分の2以上	用地等賃借助成金 ○工場の賃借に要する経費(敷金,礼金及び共益費を除く)の10%以内の額を3年間交付 ○限度額3千万円/年
		①中小企業者 ・投下固定資産額 5,000万円以上 ②中小企業以外者 ・投下固定資産額 2億円以上 ・新規常用雇用者数 30人以上(工場適地は10人以上)	工場建設促進助成金 ○固定資産税相当額(3年間)
		事業所税(資産割額)を納付していること	工場建設促進助成金 ○事業所税資産割額相当額(3年間)
		①中小企業者 ・投下固定資産額 5,000万円以上 ・新規常用雇用者数 10人以上 ・雇用の日から1年以上継続して雇用すること ②中小企業者以外 ・投下固定資産額 2億円以上 ・新規常用雇用者数 30人以上 ・雇用の日から1年以上継続して雇用すること	雇用促進助成金 ○1名当たり25万円 ○限度額2,500万円

物流施設立地促進事業補助金交付要綱	H16.4	◇道路貨物運送業,倉庫業,こん包業,港湾運送業	用地取得補助金 ○取得額の20%以内 ○限度額 1億円
		<ul style="list-style-type: none"> ・取得面積 3,000 m²以上 ・用地取得額を除く投下固定資産額が用地取得額と同額以上又は5億円以上 ・施設建築面積が用地の20%以上 ・用地取得後3年以内に操業開始 ・操業開始後、10年間継続して事業を営むこと ・物流業等に供する部分が建物の3分の2以上 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・取得面積 2,000 m²以上 ・施設建築面積が用地の20%以上 ・用地の賃借を伴わない場合、賃借する施設の床面積が2,000 m²以上 ・土地又は建物の賃貸借契約日のうちいずれか早い日から3年以内に操業開始 ・操業開始後、10年間継続して事業を営むこと ・物流業等に供する部分が建物の3分の2以上 	用地等賃借補助金 ○物流施設の賃借に要する経費(敷金,礼金及び共益費を除く)の10%以内の額を3年間交付 ○限度額 3千万円/年
		<p>①中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 5,000万円以上 <p>②中小企業者以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 2億円以上 ・新規常用雇用者数 30人以上(工場適地は10人以上) 	施設建設促進補助金 ○固定資産税相当額(3年間)
		事業所税(資産割額)を納付していること	施設建設促進補助金 ○事業所税資産割額相当額(3年間)
デジタル・イノベーション立地促進事業補	H14.1	◇情報サービス業,インターネット附随サービス業,アニメーション制作業,広告制作業,	①事業所賃借補助金 【一般型(市内全域)】
		<p>①中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 5,000万円以上 ・新規常用雇用者数 10人以上 ・雇用の日から1年以上継続して雇用すること <p>②中小企業者以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 2億円以上 ・新規常用雇用者数 30人以上 ・雇用の日から1年以上継続して雇用すること 	雇用促進補助金 ○1名当たり25万円 ○限度額2,500万円

助金交付要綱		<p>インターネット広告業, コールセンター, データセンターほか</p> <p>○新潟市内への事業所の新設</p> <p>○新規常用雇用</p> <p>①情報通信業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所面積 50 坪未満 新規常用雇用 5人以上 (1年目のみ3人以上) ・事業所面積 50 坪以上 新規常用雇用 15人以上 (1年目のみ8人以上) <p>②コールセンター等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所面積 90 坪未満 新規常用雇用 10人以上 ・事業所面積 90 坪以上 新規常用雇用 30人以上 <p>○賃貸借契約後 1年以内に操業開始</p> <p>○7年以上事業を営むこと</p>	<p>○事業所賃借料の 1/5 (1年目は雇用数に応じた補助率)</p> <p>○限度額 900 万円/年</p> <p>○補助期間 5年間</p> <p>【にいがた 2km 型(新潟都心地域内)】</p> <p>○事業所賃借料の 3/4 (1年目は雇用数に応じた補助率)</p> <p>○限度額 5,000 万円/年</p> <p>○補助期間 3年間</p> <p>②雇用促進補助金</p> <p>【一般型・にいがた2km 型(コールセンター等)】</p> <p>○新規常用雇用者 正規雇用 1名 50万円 非正規雇用 1名 25万円 ※正規転換は 25万円加算</p> <p>○限度額 1,500 万円/年</p> <p>○補助期間 3年間</p> <p>【にいがた 2km 型(コールセンター等以外)】</p> <p>○新規常用雇用者 正規雇用 1名 100万円 ※UI ターン・新卒者は 50万円加算 非正規雇用 1名 25万円 ※正規転換は 75万円加算</p> <p>○限度額 5,000 万円/年</p> <p>○補助期間 3年間</p>
本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱	H19.4	<p>◇本社機能施設かつ本店登記をしている事業所 (事業や業務を管理・統括・運営する事務所, 研究所, 研究開発施設, 研修所施設)</p> <p><設備投資型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能施設を移転又は拡充すること ・投下固定資産額 5,000 万円以上 ・用地取得の場合, 施設建築面積が用地面積の 20%以上 ・本社機能に従事する新潟市民雇用が市外からの移転の場合は5人以上, 市内での拡充の場合は 15人以上であること 	<p><設備投資型></p> <p>①設備投資補助</p> <p>【移転型(市外からの移転)】</p> <p>○投下固定資産額の 20%</p> <p>○限度額5億円</p> <p>【拡充型(市内での拡充※)】</p> <p>※現に所有する本社機能施設の建替等は除く</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けてから3年以内に操業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額の 10% ○限度額 3 億円 ②雇用促進補助 ○新規常用雇用者 <ul style="list-style-type: none"> 正規雇用 1 名 100 万円 ※新卒・UI ターンは 50 万円加算 非正規雇用 1 名 25 万円 ※正規転換は 75 万円加算 役員の住民票異動 1 名 100 万円 ○限度額 5,000 万円/年 ○補助期間 5年間
		<p style="text-align: center;">＜オフィス型＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外に本店を設置する企業が市内特定地域内に本店を賃借等により移転すること ・本店登記を市内に変更すること ・本社機能に従事する新潟市民雇用が事業所面積 50 坪未満の場合は5名以上、事業所面積 50 坪以上の場合は 15 名以上であること ・賃貸借契約後,1 年以内に操業を開始すること。 	<p style="text-align: center;">＜オフィス型＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①賃借料補助 ○事業所賃借料の 75% ○限度額 5,000 万円/年 ○補助期間 5年間 ②雇用促進補助 ○新規常用雇用者 <ul style="list-style-type: none"> 正規雇用 1 名 100 万円 ※新卒・UI ターンは 50 万円加算 非正規雇用 1 名 25 万円 ※正規転換は 75 万円加算 役員の住民票異動 1 名 100 万円 ○限度額 5,000 万円/年 ○補助期間 5年間 ③設備購入費、移転運搬費補助 ○経費の 50% ○限度額 1,000 万円
工業振興資金融資要綱	H3.3	<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得面積 500 m²以上 ○生産施設等面積 150 m²以上 	<p>貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年 1.65% (信用保証付) ○償還期間 <ul style="list-style-type: none"> 5,000 万円以内 7年以内 5,000 万円超 12 年以内 ○限度額 2億円

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

条例名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
長岡市企業立地促進条例に係る課税免除	投下固定資本額	新設・増設 3,000 万円以上	課税免除	固定資産税、都市計画税 (土地、家屋、償却資産)	3年間	
	対象地域	長岡工業導入団地、長岡雲出工業団地、長岡オフィス・アルカディア、稲葉地区、青山北地区、滝谷工業団地、前川東地区、中之島流通団地、北荷頃工業団地、宮下工業団地、西部丘陵東地区、長岡北スマート流通産業団地)土地開発事業者からの直接取得が対象				
	業種	製造業(設計・開発・研究所を含む)、電気通信、情報処理、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 ※データセンター特例あり。				
	従業員(人以上)	新設: 常用雇用者数5人以上 増設: 常用雇用者数5人以上増加 ※いずれも小規模企業者は3人以上				
地域経済牽引事業に係る固定資産税の課税免除	取得価額(合計)	1億円超(農林漁業関連業種に係るものは5,000万円超) (家屋、構築物、事業用地(工場等の対象部分の水平投影部分))	課税免除	固定資産税 (・家屋: 対象事業の用に直接供されている部分 ・構築物: 対象事業の用に直接供されている部分 ・土地: 当該家屋又は構築物の対象部分の水平投影部分(取得後1年以内に家屋又は構築物の建設着手がある場合に限る。))	対象資産 に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間	
	対象者	地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業で、かつ主務大臣による先進性等の確認を受けたもの				
過疎地域における固定資産税の課税免除	取得価額(合計)	【製造業、旅館業】		課税免除	固定資産税 (・家屋: 対象事業の用に直接供されている部分 ・構築物、機械・装置: 対象事業の用に直接供されている部分)	対象資産 に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度か
		資本金	取得価額(合計)			
		5,000万円以下	500万円以上			
		～1億円以下	1,000万円以上			
		1億円超	2,000万円以上			
【情報サービス業等及び農林水産物等						

		販売業又は個人】 資本金の額に関係なく取得価額(合計額)が500万円以上		・土地:当該家屋の対象部分の水平投影部分(取得後1年以内に家屋の建設着手がある場合に限る。))	ら3年間
	対象地域	山古志地域、小国地域、和島地域、寺泊地域、栃尾地域、川口地域			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進補助金交付要綱	H18.6	○地域 長岡オフィス・アルカディア、北荷頃工業団地、西部丘陵東地区(土地開発事業者からの直接取得が対象) ○対象 土地開発事業者から直接取得した土地 ○業種 製造業(設計・開発・研究所を含む)、電気通信、情報処理、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 ○適用要件 常用雇用者5人以上 ・用地取得後3年以内に操業開始 ・10年間事業継続・転売禁止	・取得費の25% (長岡オフィス・アルカディア、西部丘陵東地区) ・取得費の20% (北荷頃工業団地) ・上限額5,000万円 (西部丘陵東地区は除く)
工場等立地促進資金設置要綱	S57.4	①業種 1. 製造の事業を行う事業所 2. 製品の設計又は開発を行う事業所 3. 技術開発又は試験研究を行う事業所 4. 電気通信及び情報処理・提供サービスを行う事業所 5. 道路貨物運送又は寄託を受けた物品の倉庫における保管、こん包若しくは卸売を行う事業所 ②工場用地規模 1,000㎡以上 ③3年以内に操業開始 ④公害防止措置の実施	融資 ○用地取得資金・建設資金 ○融資利率 年1.65% (令和7年8月1日以降取扱金融機関申し込み分より、年1.80%) ○融資制度 ・用地購入費の2/3 ・工場建設(購入)費の2/3(2億円限度) ○償還期間 10年以内 (据置2年以内を含む)
長岡市サテライトオフィス試験運用等支援金	R2.10	長岡市内にサテライトオフィス等の開設を検討している新潟県外の企業(新潟県内に事業所を有していない企業に限る)で、次のいずれかに該当する場合 ・物件の調査や開設準備のために長岡市を訪れ	1企業あたり合計 5万円 ○補助対象経費 【交通費】 長岡市までの行き帰りの交通費 【宿泊費】

		<p>た場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の施設をお試しサテライトオフィスとして利用した場合 	<p>市内の宿泊施設の宿泊費 (食費を除く。1泊 10,000 円が上限)</p> <p>【施設利用料】</p> <p>リモートワークなどで利用した施設の 利用料 (コワーキングスペース、ホテルなど)</p>
長岡市サテライトオフィス等開設促進事業補助金	R2.7	<p>新潟県内に本社及び支社等を有しない企業でBCP に基づき、市内にサテライトオフィス等を開設する次のいずれかに該当する者</p> <p>①本社機能の一部を長岡市に移転し、事業を行う者</p> <p>②市内の企業や4大学1高専と連携し、デジタル技術を活用しながら地域の産業創出を進める協創型の事業を行う者</p>	<p>1企業あたり最大 250 万円</p> <p>○補助対象経費</p> <p>【オフィス開設費】上限 200 万円</p> <p>補助率 1/2</p> <p>・サテライトオフィス等を開設するために必要な経費</p> <p>【雇用拡大支援費】上限 50 万円</p> <p>・長岡市内に住所を有する正社員1人あたり 25 万円</p>

詳しくは、長岡市ホームページをご覧ください。 <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate13/index.html>

15204

新潟市

三条市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円)	従業員	資本金の額等 (万円)			
過疎地域(下田地域全域) ・製造業、旅館業 500 以上 1,000 以上 2,000 以上	—	5,000 以下 5,000 超 10,000 以下 10,000 超	課税免除 ※資本金等 が 5,000 超 の場合は新 設又は増設 に限る	固定資産税	3年間
・農林水産物等販売業、 情報サービス業等 500 以上		—			
地域未来投資促進法による基本計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業	—	—	課税免除		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三条市企業設置奨励条例	H17.5	○製造業 ・新設 投下固定資産評価額 7,000 万円以上、かつ、常用雇用者数 10 人以上 ・増設、移設、改設 投下固定資産評価額 3,000 万円以上 ○卸売業、道路貨物運送業、旅館業、情報サービス業等 ・新設 投下固定資産評価額 5,000 万円以上、かつ、常用雇用者数 5人以上 ・増設、移設、改設 投下固定資産評価額 2,000 万円以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間) ○都市計画税相当額(3年間)
三条市中小企業集団化奨励条例	H17.5	○三条市内の中小企業者で、集団化事業(独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく集団化形態による事業等)を行う事業協同組合等及びその構成員	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間) ○都市計画税相当額(3年間)

		【三条市内の工業団地等において企業を新設・増設・移設・改設する中小企業者】	
三条市企業設置等促進資 金融資要綱	H17.5	○企業設置奨励条例に規定する指定を受けることが確実な企業、又は中小企業集団化奨励条例に規定する指定を受けた中小企業者、事業協同組合等	融資 ○限度額 1億2,000万円 ○年利 1.9～2.5% ○償還期間 20年以内 (うち10年以内の場合、据置1年、10年超の場合据置2年)

15205

新潟県

柏崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円)	従業員	資本金の額等 (万円)			
(過疎地域以外) 製造業、道路貨物運送業、こん 包業、卸売業 2,700 超	製 造 業 — 製 造 業 以 外 15 人超(常用)	—	不均一課税 (軽減率) 初年度 100/100 2年度 75/100 3年度 75/100	固定資産税	3年間
(過疎地域の場合) 製造業、旅館業(下宿営業除く) 500 超 1,000 超 2,000 超	—	5,000 以下 5,000 超 10,000 以下 10,000 超	課税免除 ※資本金等 が 5,000 超 の場合は新 設又は増設 に限る		
農林水産物等販売業、情報サ ービス業等 500 超	—	—			
地域未来投資促進法による基 本計画に基づき、「地域経済牽 引事業計画」の県承認及び、国 (主務大臣)の確認を受けてい る事業 10,000 超 ※農 林水産関連業種は 5,000 超	—	—	課税免除		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進助 成金交付要綱	H19.4	○対象の工業団地に工場等を増設 ※対象工業団地 ・柏崎フロンティアパーク ・柏崎機械金属工業団地 ・柏崎臨海工業団地 ・釧工業団地	○用地補助 用地取得費×助成率(上限1億円) ○設備補助 設備取得費×助成率(上限3,000万円) ○雇用補助 新規常用雇用者数×10万円(上限2,000万円)

		<ul style="list-style-type: none"> ・藤井工業団地 ・柏崎田尻工業団地 ・西山工業流通団地 ・市長が認める国有地及び公有地 <p>○1,000 m²以上の土地を取得</p> <p>○土地取得後3年以内に操業を開始</p> <p>○新規常用雇用者1人以上</p>	<p>○賃借料補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に既存工場等を有する企業 年間賃借料×助成率×5年間 ・市外からの立地企業 年間賃借料×10年間 <p>【助成率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が認める国有地及び公有地 <p>※新規常用雇用者</p> <p style="padding-left: 20px;">1～4名の場合 20%</p> <p style="padding-left: 20px;">5～9名の場合 25%</p> <p style="padding-left: 20px;">10～19名の場合 30%</p> <p style="padding-left: 20px;">20～49名の場合 40%</p> <p style="padding-left: 20px;">50名以上の場合 50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の工業団地 <p>※一律 20%</p>
企業立地支援補助金交付要綱	H17.4	<p>○製造業</p> <p>○新規常用雇用者1人以上</p> <p>○水道使用量が2,000 m³/月以上</p>	<p>○助成金</p> <p>上下水道料金の20～50%(5年間)</p> <p>上限2,000万円/年</p> <p>※新規常用雇用者</p> <p style="padding-left: 20px;">1～4名の場合 20%</p> <p style="padding-left: 20px;">5～9名の場合 25%</p> <p style="padding-left: 20px;">10～19名の場合 30%</p> <p style="padding-left: 20px;">20～49名の場合 40%</p> <p style="padding-left: 20px;">50名以上の場合 50%</p>
企業振興条例	H18.4	<p>○製造業</p> <p>○1,000万円超の償却資産の取得</p>	<p>○奨励金</p> <p>取得価格の2%相当額を交付</p>
		<p>○製造業(上記<税制上の優遇措置等>で固定資産税の軽減を受けた企業)</p> <p>○工場誘導地区等に新たに土地を取得又は賃借し工場等を新設</p>	<p>○奨励金</p> <p>2年目、3年目に課税される固定資産税 25%相当額を交付</p>
		<p>○製造業、農林水産物等販売業、旅館業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業</p> <p>○5年間の投下固定資産額20億円以上</p> <p>○5年間で50名以上の常用雇用者増</p>	<p>○奨励金</p> <p>固定資産税相当額</p> <p>(基準日から5年間の間に取得した設備に対し3年間交付)</p>
工場立地促進資金融資規則	H9.4	<p>○工業用地の売買契約又は賃貸借契約日から3年以内に操業</p> <p>○市内工業団地に工場を移転又は新設</p>	<p>○貸付金 年利1.9%</p> <p>○限度額 3億円</p> <p>○償還期間 10年以内(据置期間2年以内)</p>

15206

新潟県

新発田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新発田市企業立地 促進条例	H28. 3	土地取得後2年以内に操業開始 (民有地の場合は、2,000 m ² 以上の土地 を取得すること)	工場等取得助成金(土地) 【市有地】 ○土地取得費の20%以内 (食品工業団地に限り R7. 3. 31 まで 30% 以内) 【民有地】 ○土地取得費の5%以内 (限度額 5,000 万円)
		土地取得後2年以内に操業開始 (民有地の場合は固定資産取得額2億円 以上かつ新規雇用5人以上)	工場等取得助成金(家屋・設備) 【市有地】 ○家屋等取得費の5%以内 (食品工業団地に限り市内業者発注の場 合1%上乘せ) 【民有地】 ○家屋等取得費の3%以内 (限度額1億円)
		【市有地】 ・土地を取得し建物を設置すること ・土地取得後2年以内に操業開始 【民有地】 (新設) ・取得額 5,000 万円以上 ・新規雇用5人以上 (増設・移設) ・取得額 3,000 万円以上 ・新規雇用3人以上	雇用促進助成金 【市有地】 ○新規雇用1人当たり 10 万円 (限度額 1,000 万円) (食品工業団地に限り R7. 3. 31 まで 1 人 当たり 30 万円、限度額 3,000 万円) 【民有地】 ○新規雇用1人当たり 10 万円 (限度額 1,000 万円)
		【市有地】 ・土地を取得し建物を設置すること ・土地取得後2年以内に操業開始 【民有地】 (新設) ・取得額 5,000 万円以上 ・新規雇用5人以上	工場等設置奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)

		(増設・移設) ・取得額 3,000 万円以上 ・新規雇用3人以上	
--	--	-----------------------------------------	--

※詳しくはこちら「[しばた市企業立地ガイド](#)」

15208

新潟県

小千谷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額	従業員(人以上)			
新設 5,000 万円以上 10,000 万円未満 10,000 万円以上 20,000 万円未満 20,000 万円以上 50,000 万円未満 50,000 万円以上 増設 3,000 万円以上 10,000 万円未満 10,000 万円以上 移転 3,000 万円以上 災害 3,000 万円以上	— 2(新規常用) 5(新規常用) 10(新規常用) — 2(新規常用) — —	課税免除	固定資産税	3年間 (西部工業団地は5年間)
3,800 万円(中小企業者 1,900 万円)以上 (移転型) ・東京 23 区から地方へ本社機能等に移転 (拡充型) ・地方にある企業が本社機能等を拡充 ・東京 23 区以外から地方へ本社機能等に移転 ※地方活力向上地域における、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の新潟県知事の認定が必要。	—	不均一課税	固定資産税	3年間 (移転型) 課税免除 (拡充型) 初年度0 2年度 1/3 3年度 2/3

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進事業補助金交付要綱	H21.3	○小千谷市又は土地開発公社が造成した 1,000 m ² 以上の用地で、その取得日から3 年以内に工場等の建設に着手 ○投下固定資産額及び新規常用雇用者数 新設 5,000 万円以上 10,000 万円未満 - 10,000 万円以上 20,000 万円未満 2人 20,000 万円以上 50,000 万円未満 5人 50,000 万円以上 10 人 増設 3,000 万円以上 10,000 万円未満 - 10,000 万円以上 2人 移転・災害 3,000 万円以上 -	用地取得費補助金 ○用地取得額の 20%以内を補助 ○上限 5,000 万円(西部工業団地は 1 億円) 雇用促進補助金 ※用地取得費補助金に該当した場合に限る ○本市に住所を有する新規常用雇用者 1 人当たり 10 万を補助 ○上限 300 万円(西部工業団地は 500 万円)

15209

新潟県

加茂市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業設置奨励条例	S60.5	<ul style="list-style-type: none"> ・新設: 投下固定資本総額が1億円以上かつ 市内に住所を有する常用雇用の増加数が10人以上 ・増設・移転: 投下固定資本総額が5,000万円以上かつ常用雇用の増加数が5人以上 	奨励金 ○新設・増設・移設 固定資産税、都市計画税相当額 3年間 100%
加茂市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例	R4.12	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、旅館業 ・資本金 5,000 万円以下 投下固定資産額 500 万円以上 ・資本金 5,000 万円超 1 億円以下 投下固定資産額 1,000 万円以上 ・資本金 1 億円超 投下固定資産額 2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 投下固定資産額 500 万円以上 	○課税免除 固定資産税 3年間

15210

新潟県

十日町市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
【企業設置奨励条例】 (製造業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物等販売業) 【企業投資促進条例】 (地域未来投資促進法による基本計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業・業種要件あり) 新設:3,000 増設:1,000	小規模企業者以外:3人 小規模企業者:2人	課税免除	固定資産税 都市計画税	3年間
【設備投資における固定資産税の減免に関する条例】 新設・増設 1,000～20,000 (※土地は除く、業種要件あり)	人数の維持	減免 (上限:課税標準額が3,000万円までの税額)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月日	対象者の要件	内 容
企業設置奨励条例	H17.4.1	新設:3,000万円以上 増設:1,000万円以上 雇用:小規模企業者以外3人以上、小規模企業者2人以上 業種:製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	【利子補給金】 固定資産(土地・家屋・償却資産)の取得に要した5年以上の長期借入金に対して、年度末の償還残高の1%を限度として交付(5年間) 【事業用地「取得費」助成金】 事業用地取得費の30%又は3,000万円のいずれか少ない額を交付 ※用地取得から3年以内に事業を開始することが条件
企業投資促進条例	H30.3.22	新設:3,000万円以上 増設:1,000万円以上 雇用:小規模企業者以外3人以上、小規模企業者2人以上 (地域未来投資促進法に	【事業用地「造成費」助成金】 事業用地造成費の30%又は1,000万円のいずれか少ない額を交付 【雇用促進奨励金】 増加する常用従業員数に応じた額を、5年間に分割して交付(上限2,000万円)

		<p>よる基本計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業・業種要件あり)</p>	<p>・増加する常用従業員数</p> <p>3人(2人)以上 10人未満:10万円/人(2万円/年)</p> <p>10人以上 30人未満 :15万円/人(3万円/年)</p> <p>30人以上 :20万円/人(4万円/年)</p> <p>【大規模企業立地促進奨励金】</p> <p>次の要件のいずれかを満たす場合、審査会の決定した奨励金額を交付(上限 5,000 万円)</p> <p>a)増加する常用従業員数が 50 人超</p> <p>b)投資額(固定資産取得額等)が製造業の場合は5億円超、その他業種の場合は2億円超であること</p> <p>c)その他、地域経済への著しい貢献が認められる又は見込まれること</p>
--	--	--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

15211

新潟県

見附市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	増加従業員(人以上)			
2,500	新設 10(常用) 増設 5(常用)	課税免除	固定資産税 都市計画税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業設置奨励条例	H13.4	条例で定める規模の工場 ①製造業等 ②投下固定資産額(土地を除く) 新增設 2,500万円超 ③増加常用雇用者(見附市民に限る) 新設 10名以上 増設 5名以上	助成金 ○要件③に係る増加雇用者1名当たり10万円 ○限度額 1,000万円 融資 ○土地・建物取得費の60%以内 ○限度額 1億円 ○年利 2.1% ○償還期間 10年以内(うち据置1年以内)

市内に工場等を新設・増設する際に受けられる優遇措置について

<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/soshiki/19/1279.html>

15212

新潟県

村上市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資産額(万円以上)	常用雇用者(人以上)				
【課税免除3年間の場合】		課税免除	固定資産税	3年間 又は 5年間	
新設	3,000				3
増設	3,000				増加数3
移設	3,000				増加数3
【課税免除5年間の場合】					
新設	10,000				10
増設	10,000	増加数10			
移設	10,000	増加数10			
対象業種					
製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、宿泊業、教育・学習支援業、コールセンター					

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業設置奨励条例	H20.4	上記適用基準を満たした企業のうち ○取得用地 3,000 m ² 以上かつ常用雇用者 10人以上	用地取得助成金の交付 ○用地取得費の30%以内 ○限度額 5,000万円
		上記適用基準を満たした企業のうち ○市内在住者を常用雇用	新規雇用促進奨励金の交付 ○新規常用雇用者数×10万円 ○限度額 500万円、1回に限る (申請日から事業開始の日以後1年以内に 雇用した者)
		上記適用基準を満たした企業	その他 ○企業用地の取得斡旋他
		賃貸により新設する事業者または起業する 事業者のうち ○土地建物の賃借料が1箇月あたり10万 円以上 ○常用雇用者数3人以上	賃借料補助金の交付 ○事業開始日の属する月から3年間 ○賃借料の20%以内 ○限度額 月額10万円
村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	H28.3.31	○事業を営む者または営もうとする者 ○公共下水道処理区域外および農業集落排水事業処理区域外に事業所等の新設、増設または移設	合併処理浄化槽の取得、設置及び配管に要する費用に対する補助金の交付 ○事業所等の新設、増設、移設する場合:経費の1/2

		<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、宿泊業、教育・学習支援業(国公立を除く)、コールセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存事業所等の合併処理浄化槽を更新する場合:経費の1/3 ○限度額 合併処理浄化槽の人槽区分で変動: 30.3 万千円～299.6 万円
村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金	R3.3.31	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に事業所を有しない企業で市内にサテライトオフィスを開設すること ○日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に定める中分類のうち、「39 情報サービス業」、「40 インターネット附属サービス業」または、「41 映像・音声・文字情報制作業」のいずれかに該当すること ○サテライトオフィス開設後、サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること ○事業開始から3年以内に、市内に住所を有する者または市内への移住を予定する者を正社員として 1 人以上雇用することが見込まれること ○開設したサテライトオフィスについて村上市税条例(平成 20 年村上市条例第 59 号)第 25 条の 2 第 10 項の規定に基づく申告をすること 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が市内で新たにサテライトオフィスを開設、運営する際の経費に対して補助金を交付 ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の開設に必要な改修工事等に要する経費 ・インターネット環境等の通信環境に要する経費 ・セキュリティ工事に要する経費 ・賃貸の場合に係る 1 年分の賃借料 ○補助率 補助対象経費の1/2 ○上限額 100 万円

立地企業に対する税制上の優遇措置等)

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額	新規常用雇用者			
市外の事業者が市内に工場等を設置し、次のいずれかの条件を満たす場合(企業誘致奨励条例・H18.3)		不均一課税	固定資産税	5年間(適用税率)
1億円以上	10人以上			第1年度 100分の0.14
市内の事業者が「工場適地指定地域外」から「工場適地指定地域内」に工場を全面移転し、移転跡地を製造加工の用に供しないこと(産業開発促進条例・H18.3)				第2年度 100分の0.35
				第3年度 100分の0.56
				第4年度 100分の0.77
				第5年度 100分の0.98

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進補助金交付規程	改定: H31.3.29	工場等を建設するための用地取得費や市内居住者を新規雇用した場合に補助金を交付 ○工場適地指定地域内に用地取得後5年以内に建設される建物で管理部門(事務所等)を有し、製造業、卸売業及び道路貨物運送業の事業の用に供する工場、倉庫、事務所(10年間継続して事業を営むもの) ○用地取得面積 3,000 m ² 以上であり、かつ、工場等の建築面積が取得した用地面積の20%以上	補助金 ○用地取得費の20%以内、限度額1億円 ○新規雇用者のうち市内居住者1人につき10万円、限度額1,000万円 ○10年間の均等分割交付
空き工場等活用促進補助金交付規程	H21.3	製造業等の事業者が、工場適地指定地域内の空き工場を活用して創業する場合に、工場の賃借料の一部を助成 ○空き工場の使用期間が1年以上の賃貸借契約を締結するもの ○市内居住の新規常用雇用者を2人以上採用するもの ○市内に工場を有していないもの ○空き工場の所有者と親族関係にないもの	補助金 ○賃借料の1/2以内 ○市内居住の新規常用雇用者数による交付額 ・2人以上5人未満 月額50,000円 ・5人以上10人未満 月額75,000円 ・10人以上 月額100,000円 ○期間 1年以内
工場等移転資金融資規程	H18.3	○3年以上事業を営み、「準工」「工業」「工専」地域以外から工場適地へ全面移転、又は「準工」「工業」「工専」地域内	融資 ○用地取得及び造成費

		<p>から工場適地へ移転又は拡張する事業所</p> <p>○10年以上事業を継続し、工場適地へ新設する市外の事業所</p>	<p>年利 1.8%</p> <p>○償還期間 10年(1年据置)</p> <p>○限度額 5,000万円</p>
産業用地開発事業 補助金	R5.7	<p>立地を希望する企業や開発用地の地権者との交渉などを実施し、産業用地の開発事業を行う開発事業者(デベロッパー)等を対象に奨励金を交付</p> <p>○開発事業者が立地企業との連絡調整等を行うこと</p> <p>○立地企業が土地を取得し、工場等を建設すること。(3,000㎡以上)</p> <p>○立地企業が建設した工場等建築面積が取得土地面積の20%以上であること。</p> <p>○立地企業が土地取得後5年以内に工場等を建設し、操業すること。</p> <p>○立地企業が操業開始後、10年間継続して事業を営み、その間に転売しないこと。</p>	<p>補助金</p> <p>○1㎡あたり1,000円 上限500万円</p>

15216

新潟県

糸魚川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
設備等の取得価格の合計額 500万円以上 ※製造業、旅館業、電気業、その他製造業に準ずる事業で ・資本金の額等が 5,000 万円超 1 億円以下の法人は、1,000 万円以上 ・資本金の額等が 1 億円超の法人は 2,000 万円以上	—	課税免除 (製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等)	固定資産税	3年間
		不均一課税 (電気業、その他製造業に準ずる企業)	固定資産税	初年度 50% 2年度 50% 3年度 50%

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
工場立地奨励補助金交付要綱	H17.3	○製造業 ○工場の新・増設 ①用地面積 1,000 m ² 以上 ②建築延床面積 300 m ² 以上	補助金 ○道路、排水路、用水路、緑地造成の工事費の 1/2 以内 ○限度額 500 万円 (ただし、敷地面積 9,000 m ² 以上で建築延床面積 3,000 m ² 以上の企業は 1,000 万円)
雇用促進事業補助金交付要綱	H17.3	○全ての業種(風営法に定める営業及びフランチャイズ契約に基づく事業を除く。) ○市内に事業所等を有する個人及び法人 ○増加常用雇用者数が5人以上(本社機能移転にあつては3人以上、市内企業にあつては2人以上、小規模企業にあつては1人以上) ○固定資産の取得額が 500 万円以上(資本金の額等が 5,000 万円超1億円以下の法人は 1,000 万円以上、資本金の額等が1億円超の法人は 2,000 万円以上)	補助金 ○増加常用雇用者1人当たり 10 万円 ○限度額 1,000 万円
情報サービス業等支援補助金交付要	R4.4	○市内の賃貸オフィスに新たに事業所を設置する情報サービス業等の市外企業	補助金 ○月額家賃の 1/2 以内 ○限度額 5万円/月

綱			○最長3年間
企業用地取得補助金交付要綱	H17.3	<p>○製造業、旅館業、ソフトウェア業、電気業及びその他製造業に準ずる事業</p> <p>○5人以上(中小企業者は1人以上)の常用雇用者増</p> <p>○新規設備投資額 2,500 万円以上</p>	<p>補助金</p> <p>[用地取得の場合]</p> <p>○用地取得費 30%以内</p> <p>(3年分割交付)</p> <p>○限度額 1億 2,000 万円</p> <p>[借地の場合]</p> <p>借地料5年分の 50%以内</p> <p>(5年分割交付)</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>※両方合わせた限度額</p> <p>1億 2,000 万円</p>

15217

新潟県

妙高市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額（万円以上）	従業員（人以上）			
【妙高市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による基本計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業	—	課税免除	固定資産税 不均一相当額	3年間
過疎地域(市内全域) ※対象業種: 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	—	課税免除		
企業振興奨励条例にかかる立地・設備等(妙高市全域) 5,000 以上	市内に住所を有する者 10(常用)	課税免除又は課税免除相当の奨励金 (どちらか一方を選択) ※3億円を限度とする		5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地特別資金 融資規程	H6.3	○新井東部工場団地及び新井工場団地への新設及び移転するもの ○市税を完納していること ○公害の発生防止に適正な措置がなされていること ○その他金融機関の定める条件に適合していること など	○用地の取得及び造成に要する資金 ○工場等の建設と併せて行う付属施設及び機械設備に要する資金 ○工場等の建設と併せて行う付属施設及び設備に要する資金 ・限度額 2億円(総投資額の 2/3 以内) ・融資期間 15 年以内(据置2年以内) ・利率(妙高市指定金融機関の短期プライムレート)
企業誘致報償制度 要綱	H16.3	○仲介者の欠格条項に該当しない者 ○関係法令により業務停止処分、営業停止処分等の処分	○報償金の交付 ・未分譲工場団地(用地購入の場合) 土地代金の3%(限度額 200 万円) ・工場団地以外の市有地(用地購入の場合)

		<ul style="list-style-type: none"> を受けていないこと ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員でないこと ○仲介しようとする企業の経営者の同居親族でないこと など 	<ul style="list-style-type: none"> 土地代金の2%(限度額 100 万円) ・市有地以外(用地購入の場合) 総投資額の1%(限度額 50 万円) ・新井東部工場団地(用地借地) 年間賃貸料の 1/12(限度額 50 万円)
企業振興奨励条例	H6.3	<ul style="list-style-type: none"> ○奨励企業としての指定を受けること ○新設又は増設の総投資額が 5,000 万円以上であること ○市内に住所を有する新規常用労働者数が 10 名以上であること など 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物・土地等の賃借料補助 ・補助期間 3年間 ・補助率 1年目 2/3(上限 35 万円/月) 2年目 1/2(上限 25 万円/月) 3年目 1/3(上限 17.5 万円/月) ○用地の取得、斡旋 ○労働力の確保 ○公共性のある道路及び排水路等の整備 ○冬期間における公共性のある道路の確保 ○その他実情に応じ、市長が特に必要と認めるもの
夢をかなえる企業 応援補助金	R2.3	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で事業を営む中小企業者で、個人事業主は市内に住所を有する者であること ○商工会議所等の会員であること ○市税を滞納していないこと など 	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗等取得・増改築等補助 ・新築・建売物件(土地含む) 補助率 取得費又は増改築費用の 3%以内 上限 500 万円 雇用加算あり(市内に住所を有する者 1 名につき 10 万円、最大 10 名まで) ・中古物件(土地含む) 補助率 取得費又は増改築費用の 3%以内 上限 300 万円 雇用加算あり(市内に住所を有する者 1 名につき 10 万円、最大 10 名まで) ○店舗等賃借料補助 ・補助期間 2年間 ・補助率 1/2(上限 10 万円/月)
新井東部工場団地 事業用借地制度取 扱要綱	H15.3	<ul style="list-style-type: none"> ○500 m²以上の賃借 ○賃料等の支払能力があること ○立地後、企業活動をするに当たっての資力及び信用を 	<ul style="list-style-type: none"> ○賃借の期間 10 年以上 50 年未満 ○賃料 基本額+固定資産税相当額の 1/2 ・基本額 土地売却価格×((長プラ+0.5)÷2)

		<p>有していること</p>	<p>※ただし、$((\text{長プラ} + 0.5) \div 2)$が 1.99%を下回る場合には 1.99% ○保証金 土地の売却価格相当額の 10% ※事業用借地制度で立地している企業が借地期間中に 当該土地を購入する場合、それまで支払った借地料の 一部に相当する額を土地代金から減額する。(分譲価 格 = 正規分譲価格 - (支払済借地料 - 固定資産税相 当額))</p>
--	--	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	3,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	2,000			
移転	2,000			
地域未来投資促進法適用工場等(主務大臣の確認を受けたものに限る)				
(対象業種)				
製造業、情報サービス業、卸売業、道路貨物運送業				

●過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
・製造業、旅館業	—	課税免除	固定資産税	3年間
資本金 5000 万円未満	500			
資本金 5000 万円～1 億円未満	1,000			
資本金 1 億円超	2,000			
・情報サービス業、農林水産物等販売業	500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工場等設置奨励条例	H18.1 (R6.4 改正)	○対象業種 製造業、情報サービス業、卸売業、道路貨物運送業 ○工場の新設 投下固定資産額 3,000 万円以上及び大企業 10 名以上、中小企業5名以上の常用雇用者 ○工場の増設 投下固定資産額 2,000 万円以上及び大企業5名以上、中小企業2名以上の常用雇用者増 ○工場の移転	利子補給 ○利子補給金の交付(5年間) ○借入利率の 1/2(上限1%) ○年限度額 500 万円 用地取得助成 ○取得額の 30% ○限度額 1億円

		<p>投下固定資産額 2,000 万円以上及び大企業5名以上、中小企業2名以上の常用雇用者</p> <ul style="list-style-type: none">○地域未来投資促進法適用工場等 主務大臣の確認を受けたものに限る○借入期間5年以上(利子補給)○工場等の新設・増設するために土地を取得し、3年以内に操業開始(用地取得助成)	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

15222

新潟県

上越市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域における製造業、情報サービス業、旅館業、農林水産物等販売業の土地を除く固定資産 500 ※製造業及び旅館業のうち、資本金の額が 5,000 万円超 1 億円以下の場合 1,000(資本金の額が 1 億円超の場合 2,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法の適用を受ける土地、建物、償却資産のうち構築物 10,000(農林水産業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
中小企業等経営強化法の適用を受ける設備 機械装置 160、測定工具及び検査工具 30 器具備品 30、建物付属設備 60	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業振興条例	S60.3	<ul style="list-style-type: none"> ○奨励企業の指定を受けること ○対象業種: [重点業種] 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業、コールセンター [その他業種] 旅館・ホテル業、情報サービス業、 自然科学研究所、植物工場 ○要件 ・中小企業 固定資産取得価額 [重点業種] 2,000 万円以上 [その他業種] 3,000 万円以上 新規雇用者 要件なし ・大企業 固定資産取得価額 2 億円以上 新規雇用者 5 人以上 	奨励金(固定資産税相当額を交付) ○奨励金の交付割合 [重点業種] 1 年度～3 年度 100% [その他業種] 1 年度 100%、2 年度 60%、 3 年度 40% ○限度額:一企業 5,000 万円/年度 貸付金 ○設備投資に要する経費に対 する貸付 ○貸付限度額 ・工場等の新・増設 2 億円 ・工場設備の新設又は更新 5,000 万円 ○貸付利率 年 2.00% ○償還期間 12 年(うち据置 2 年間)
産業団地等取得 補助金交付要綱	H20.3	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の産業団地に進出し、0.3ha 以上 を取得した企業 (ただし、市内移転の場合、移動前の土 地の面積よりも 0.3ha 増加することとな る土地の取得。補助対象となる土地の 取得は、増加した面積に限る) 	補助金 ○補助率 ・0.5ha 以下の部分 = 土地購入価格 × 10/100 ・0.5ha 超～1.0ha 以下の部分 = 土地購入価格 × 15/100 ・1.0ha 超～3.0ha 以下の部分

			<p>= 土地購入価格×20/100</p> <p>・3.0ha 超の部分</p> <p>= 土地購入価格×25/100</p> <p>○限度額3億円</p> <p>※特例: 製造業で新潟県南部産業団地に新規に立地する場合、上記補助率に 5/100 をそれぞれ加えた率を補助率とする。</p>
産業団地事業用定期借地権設定制度実施要綱	H18.10	○上越市が保有する産業団地に進出した企業	<p>○リース料 年 150～1,350 円/m²</p> <p>○対象面積 3,000m²以上</p> <p>○期間 10年以上20年以内 (事業用定期借地権を設定)</p> <p>○保証金 売買価格相当額の10%</p>
産業団地貸付特約付分譲制度実施要綱	H18.10	○上越市が保有する産業団地に進出した企業	<p>○買取り前提リース制度</p> <p>○リース料 分譲代金×2.35%(年)</p> <p>○期間 10年以内 (リース期間終了後に買取り)</p> <p>○保証金 分譲代金の10%</p>
サテライトオフィス等家賃補助金交付要綱	R3.4	<p>○上越市に新たに開設するオフィスで対象事業を行う事業者</p> <p>○対象事業</p> <p>①通信業 ②情報サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④映像情報制作・配給業 ⑤デザイン業 ⑥広告業(インターネット広告業に限る) ⑦通信販売・訪問販売小売業(インターネット販売小売業に限る) ⑧コールセンター業 等</p>	<p>内容・限度額</p> <p>○オフィスの家賃 10万円/月(補助率 1/2) (3年間、最大 360万円)</p>
サテライトオフィス等リフォーム等補助金交付要綱	R3.4	<p>○上越市に新たに開設するオフィスで対象事業を行う事業者</p> <p>○対象事業</p> <p>①通信業 ②情報サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④映像情報制作・配給業 ⑤デザイン業 ⑥広告業(インターネット広告業に限る) ⑦通信販売・訪問販売小売業(インターネット販売小売業に限る) ⑧コールセンター業 等</p>	<p>内容・限度額</p> <p>○オフィスの購入費、オフィスのリフォーム費 200万円(補助率 2/3)</p>
サテライトオフィス等視察費用補助金交付要綱	R3.4	<p>○上越市に新たに開設するオフィスで対象事業を行う事業者</p> <p>○対象事業</p> <p>①通信業 ②情報サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④映像情報制作・配給業 ⑤デザイン業 ⑥広告業(インターネット広告業に限る) ⑦通信販売・訪問販売小売業(インターネット販売小売業に限る) ⑧コールセンター業 等</p>	<p>内容・限度額</p> <p>○宿泊費、施設利用料 1万円/1人 (補助率 10/10、1事業者当たり2人まで)</p> <p>○交通費 5万円/1事業者(補助率 10/10)</p>
上越妙高駅周辺地区商業地域建築資金借入利子	H28.6	<p>○上越妙高駅周辺地区商業地域内において対象施設を新設する事業者のうち金融機関から融資を受ける事業者</p> <p>○対象施設:</p>	<p>補助金(建物の建築費用及び建築に付帯する設備にかかる費用の融資に係る利子支払額相当分を補助)</p> <p>○補助対象融資額の上限:5億円以内</p>

前払事業補助金 交付要綱		①バス・タクシー ②レンタカー ③宿泊施設 ④小売店 ⑤飲食店 ⑥金融機関 ⑦オフィス ⑧貸ビル(テナントビル) ⑨医療施設(薬局含む) ⑩冠婚葬祭・イベントホール等のコンベンション施設 ⑪大学・専門学校又は専修学校 ⑫公衆浴場	○補助対象融資期間: 1年以上 10年以下 ○補助率:1% ○返済方法: 元金均等返済又は元利均等返済
上越妙高駅周辺 地区商業地域レ ンタルオフィス・サ ポート事業補助金 交付要綱	H28.6	○上越妙高駅周辺地区商業地域内において賃貸オフィスに新たに入居する企業 ○対象業種: ①建設業 ②製造業 ③IT・情報産業 ④運輸業 ⑤卸売業 ⑥金融・保険業のうち銀行業及び証券業、保険業 ⑦不動産業・物品賃貸業 ⑧学術研究、専門・技術サービス業 ⑨サービス業のうち職業紹介・労働派遣業などの事業所、営業所 ○要件: ・20 m ² 以上のオフィスで常時2名以上の従業員を配置すること ・賃貸スペースの 1/2 以上が事務スペースであること	補助金(家賃の一部を3年間補助) ○補助金の交付割合 1年目 1/2、2年目 1/3、3年目 1/4 ○限度額:100万円/年
上越市北陸新幹 線上越妙高駅周 辺地区における 企業等の立地の 促進に関する条 例	H25.9	○上越妙高駅周辺地区商業地域内において対象施設を新設する事業者 ○対象施設: ①バス・タクシー ②レンタカー ③宿泊施設 ④小売店 ⑤飲食店 ⑥金融機関 ⑦郵便局 ⑧観光案内 ⑨トラベルデスク ⑩オフィス ⑪貸ビル(テナントビル) ⑫医療施設(薬局含む) ⑬冠婚葬祭・イベントホール等のコンベンション施設 ⑭学術又は研究開発機関 ⑮大学・専門学校又は専修学校 ⑯公衆浴場	奨励金(固定資産税相当額を交付) ○奨励金の交付割合 1年度 100%、2年度 60%、 3年度 40% ○限度額:一施設 500万円/年度

15223

新潟県

阿賀野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法による阿賀野市基本計画に定められた事業を行う企業(地域経済牽引事業計画の承認が必要) 3,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
他の業種の企業 3,000 超	—	不均一課税	固定資産税	(軽減率) 初年度 50/100 2年度 25/100 3年度 25/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
誘致企業に対する助成金等交付要綱	H16.4	○新規常用雇用者 ○「市の税制上の優遇措置を受けた企業」	奨励金 ○市民を雇用し、操業開始1年後引き続き雇用した場合(新卒者に限る) ○1名当たり10万円
		○「市の税制上の優遇措置を受けた企業」 かつ「県営東部産業団地の用地を購入した企業」	助成金 ○上水道加入金の免除(接続口径にかかわらず全額免除) ○上水道準備料金の一部助成 ・口径別の使用水量を超える場合、準備料金の1/2を5年間助成 ○下水道料金の一部助成 ・使用水量 5,000 m ³ を超える部分に対し、1m ³ あたり50円を助成金として交付 ・限度額 5年間で1,000万円 ○下水道受益者負担金の免除(接続口径にかかわらず全額免除)
工場用地取得利子補給要綱	H16.4	○用地取得額 1,000万円超 ○国、県の融資制度により調達した資金 ○住居系用途地域から工業系用途地域等への移転用地資金	利子補給 ○利子補給 貸付利率の1/2とし、1%を限度 ○補給期間 12年以内(据置含む) ○限度額 500万円

<p>企業立地奨励助 成金交付要綱</p>	<p>H17.2</p>	<p>○県営東部産業団地に進出する企業※初 回進出時のみ。市内移転の場合は対象 外。 ○製造業等 ○「市の税制上の優遇措置を受けた企業」 ○用地取得助成金は市民を1名以上常用 雇用</p>	<p>用地取得助成金 ○用地取得費の10%以内 ○限度額 1億円</p>
---------------------------	--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

「阿賀野市優遇制度のご案内」

https://www.city.agano.niigata.jp/sangyo.business/sangyoshinko/kigyoyuchi_kigyoritchi/9307.html

15224

新潟県

佐渡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

●企業設置奨励条例

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	増加雇用者数(名以上)			
新設	1,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	1,000			
移転	1,000			

●佐渡市地域の振興を促進するための税制上の特別措置に関する条例

(制定:H25.12.27 適用:H25.4.1 改正:R5.4.1)

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	増加雇用者数(名以上)			
500		課税免除	固定資産税	3年間
製造業、旅館業、情報サービス業等又は農林水産物等販売業(ただし製造業又は旅館業においては、資本金別に要件が異なる)				

〈用地取得補助、融資等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容	
産業振興資金貸付要綱	H29.3	市内に住所又は事業所を有する者で次の条件に該当するもの ① 市内に住所を有し、現在の事業を1年以上営んでいること ② 市税の未納がないこと ※佐渡市企業設置奨励条例第4条の規定により、市長が指定した工場等を設置する企業でこの規則による資金の貸付けを受けることができるものについては、①を適用しない	運	○貸付限度額 一般:1,000万円 特別:2,000万円
			転	○貸付期間 一般:7年以内(据置1年含む) 特別:9年以内(据置1年含む)
			資	○利率 ・2.35% ・2.05%(責任共有対象保証付) ・1.85%(責任共有対象外保証付)
			金	
			貸	
			付	
			金	
			設	○貸付限度額 一般:2,000万円以内 法人・個人:1,000万円以内
			備	特別:2,000万円以内
			資	

			金	<p>○貸付期間 一般:7年以内(据置1年含む) 特別:9年以内(据置1年含む)</p> <p>○利率 ・2.35% ・2.05%(責任共有対象保証付) ・1.85%(責任共有対象外保証付)</p>
地方産業育成 資金貸付要綱	H29.3	<p>市内に住所または事業所を有する者で次の条件に該当するもの</p> <p>① 対象業種制限有 工業、建設業、製造業、情報通信業、卸売業、小売飲食サービス業等</p> <p>② 市税の未納がないこと</p>	運 転 資 金	<p>○貸付限度額 1,000万円</p> <p>○貸付期間 5年以内</p> <p>○利率 ・2.35% ・2.05%(責任共有対象保証付) ・1.85%(責任共有対象外保証付)</p>
			設 備 資 金	<p>○貸付限度額 1,000万円</p> <p>○貸付期間 7年以内</p> <p>○利率 ・2.35% ・2.05%(責任共有対象保証付) ・1.85%(責任共有対象外保証付)</p>
信用保証料補給規程	H16.3	<p>制度資金の融資を受け、かつ、新潟県信用保証協会の保証承諾を受けた物</p>	<p>○市内の中小企業者が指定金融機関から融資を受ける際に、新潟県信用保証協会がその貸付金の債務を保証することによる信用保証料の一部を予算の範囲内で補給する</p> <p>○対象制度は、佐渡市地方産業育成資金、佐渡市産業振興資金、新潟県セーフティネット資金、中小企業創業等支援資金、フロンティア企業支援資金、小規模企業支援資金、商店街活性化支援資金、商工貯蓄共済融資、新潟県事業継承資金、小規模企業者カードローン当座貸越根保証(創業者枠)、小規模企業者カードローン当座貸越根保証(一般枠)、事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越根保証、無担保当座貸越根保証。</p> <p>○補給率は10～100%、制度によって異なる。</p>	

15225

新潟県

魚沼市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 家屋・生産設備 資本金額及び業種により 500～2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法による基本計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業 家屋・構築物・事業用土地 10,000 ※業種が製造業・卸売業のうち 農林漁業関連業種 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
県知事が認定した地方活力向上地域特定業務施設整備計画を実行した場合 特別償却設備の取得価格 3,800(中小企業 1,900)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
魚沼市産業立地促進特例補助金交付要綱	H19.4	○「水の郷工業団地」内に2ha 以上の用地を所有 水の郷工業等導入地区農村地域工業等導入実施計画書に示す「導入すべき業種」 投下固定資産額 10 億円以上 従業員数 10 人以上	○課税免除対象資産に係る固定資産税納付額の 1/3 に相当する額(上限年間5千万円) ○事業開始後4～7年目の4年間(1～3年目は課税免除)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
【南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による基本計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業	—	課税免除	固定資産税	3年間
中小企業等経営強化法の適用を受ける設備 機械装置 160、測定工具及び検査工具 30、器具備品 30、建物付属設備 60	中小企業等経営強化法第2条の規定のとおり	課税標準を最大 1/4に軽減	固定資産税	最大5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H16.11	・南魚沼市企業立地促進条例第4条第2項に規定する指定企業 ・用地取得後3年以内に事業開始 ・10年間事業継続し、転売禁止	・用地取得奨励金:市内に事業の用に供する建物及び償却資産を新設、増設又は移設するための用地取得費の10%以内、上限5,000万円、3年間の分割交付 ※用地取得奨励金及び拠点設置奨励金は、いずれか一方のみを交付
		・南魚沼市企業立地促進条例第4条第2項に規定する指定企業 ・指定を受けてから1年以内に拠点施設の賃貸借契約を締結	・拠点設置奨励金:市内に設置する事業所及び雇用確保に必要な施設(社員住宅等)の賃借料の施設ごとの対象経費(3年分が上限)の合計額の50%以内、上限1,000万円、3年間の分割交付 ※用地取得奨励金及び拠点設置奨励金は、いずれか一方のみを交付
		・南魚沼市企業立地促進条例第4条第2項に規定する指定企業	・雇用促進奨励金:事業の用に供する建物及び償却資産の新設、増設又は移設に伴う、雇用拡大に要する経費 ※3年間の分割交付 市民1人当たり30万円、上限3,000万円、3年間の分割交付

15227

新潟県

胎内市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
新設	2,300	新設 5(常用)	固定資産税	3年間 (中条中核工業団地及び 市営工業団地は5年間)
増設	2,300	増設 3(常用)		
移設	2,300	移設 3(常用)		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業設置促進条例	H17.9	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、市長が特に認める業種 ○用地取得面積 7,000 m²以上 ○建築面積が用地取得面積の概ね10%以上 ○用地取得後、3年以内に事業開始 ○事業開始後、10年間連続して事業を営み、その間に転売しないこと 	助成金 【用地取得助成金】 <ul style="list-style-type: none"> ○用地取得費用の15/100以内 ○限度額 1億円 (市長が特に認めた場合は、限度額を超えて助成) ○助成金は5年間に分割して交付
		<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、市長が特に認める業種 ○土地の賃貸借契約を締結 ○賃貸借契約後、3年以内に事業開始 	【用地賃貸借助成金】 <ul style="list-style-type: none"> ○賃貸借した用地の固定資産税相当額を5年間助成
		<ul style="list-style-type: none"> ○中条中核工業団地鴻の巣地区 ○製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、市長が特に認める業種 ○50 m³/日以上 of 工業用水道の提供を受けていること 	【工業用水道使用料助成金】 <ul style="list-style-type: none"> ○基本使用料金の20% ○使用月から5年間(限度額年 100万円)
		<ul style="list-style-type: none"> ○奨励企業の指定を受けた日から事業開始後 90日までに市民従業者を雇用 ○事業開始後、1年以上継続して雇用 新設 10名以上 増設 5名以上 移設 3名以上	【雇用促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> ○地元雇用奨励金 市民1名当たり 10万円(交付は1回限り) ○限度額 500万円

15307

新潟県

聖籠町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
聖籠町企業立地 促進条例	H27.12 (R7.3改正)	<p>○地域 本町区域のうち、工業専用地域、工業地域、準工業地域 上記のほかに町長が特に認める地域</p> <p>○業種 製造業、電気・ガス業、情報通信業、運輸業、卸売業、学 術研究、専門・技術サービス業 上記のほかに町長が特に認めるもの</p> <p>○適用要件 ・共通事項 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事 業計画の承認を受けた設備投資であること ・新設 上記事業計画に従い、1億円以上の設備投資 を実施すること ・増設等 上記事業計画に従い、5千万円以上の設備投 資を実施すること</p>	<p>立地奨励金</p> <p>○固定資産税相当額</p> <p>○1年間</p> <p>○限度額 1億円/年度</p>
		<p>○上記のすべての要件に適合する企業であること</p> <p>○町内在住者を新規常用雇用者として1年以上雇用すること</p> <p>○新規常用雇用者が1年以上町内に住所を有していること</p> <p>(注)技能実習生及び特定技能1号労働者を除く</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○1名につき50万円</p> <p>○3年間分割交付</p> <p>○限度額 なし</p>

15342

新潟県

弥彦村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
10,000 万円以上	常用 10 人以上	課税免除	固定資産税	3年

15361

新潟県

田上町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
本田上工業団地工場設置促進条例	H22.4.1	新設される工場等で、固定資産の取得価格が800万円を超えるもの又は、町内在住の雇用者が3人を超えるもの	奨励金 ○固定資産税相当額 ○3年間
		上記の対象者が操業開始1年以内に町内在住者を新たに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合	奨励金 ○1名当たり 20 万円 ○限度額 400 万円
田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例	R 元.12.12	未来投資法における「承認地域経済牽引者」でかつ主務大臣の確認を受けもの	課税免除 ○固定資産税 ○3年間

15385

新潟県

阿賀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 500	— (雇用の増大及び安定に寄与 するものが対象)	課税免除	固定資産税	5年間

15405

新潟県

出雲崎町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
出雲崎町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	R.3.12	○町で所定の事業を営む青色申告をする個人又は法人	「特別償却資産」に対する固定資産税の課税免除(当初3年間分) ○製造業又は旅館業 資本金額 5,000 万円以下 500 万円 資本金額 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 万円(新設・増設のみ) 資本金額 1 億円超 2,000 万円(新設・増設のみ) ○情報サービス又は農林水産物販売 資本金額 5,000 万円以下 500 万円 資本金額 5,000 万円超 500 万円(新設・増設のみ)

15461

新潟県

湯沢町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湯沢町地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例及び同条例施行規則	H30.7	<p>①地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画が新潟県の承認を受けていること(新潟県計画又は湯沢町計画の「地域の特性を活用すること」に合致する事業であること。)</p> <p>②地域経済牽引事業計画において、新規建物整備の投資総額が5億円を超えていること、かつ10名以上の常用雇用者を雇用すること</p>	<p>町有地購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額の奨励金 操業時点から遡った年度毎の納税額(最大3年度分まで) ・固定資産税の課税免除 操業後5年間 ・常用雇用者奨励金 県外からの転入者1人につき30万円(3,000万円限度) <p>民有地購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額の奨励金 操業時点から遡った年度毎の納税額(最大3年度分まで) ・固定資産税の課税免除 操業後5年間 ・常用雇用者奨励金 県外からの転入者1人につき30万円(3,000万円限度) <p>町有地賃貸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間の無償貸付 ・常用雇用者奨励金 県外からの転入者1人につき30万円(3,000万円限度)

15482

新潟県

津南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	1,500 超	11(常用)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新設工場経営資金 利子補給金交付要 綱	S56.3	<ul style="list-style-type: none"> ○津南町工場誘致条例非該当者で、公的奨励措置(補助金)を受けない次の規模を有する者 ・投下固定資産額 1,500 万円未満で常用雇用者数が 11 人以上増 ・常用雇用者数が 10 人以下の増で、その内男性常用雇用者数が 5 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 利子補給 ○中小企業向け県融資制度及び町融資制度資金(融資額 500 万円以内)の利子支払額の 50/100 以内 ○3年間

15504

新潟県

刈羽村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設	2,000	課税免除	固定資産税	3年間

15581

新潟県

関川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	500	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工業等導入促進対策実施要綱	S58.4	①研修に対する補助 ②新規採用従業員を対象とした初年度研修に対する補助(村内から従業員を新規採用した場合)	助成金 ①対象経費の2/3(上限5万円) ※常用雇用者数50名以上の場合は上限10万円 ②対象経費の2/3(1事務所50万円が上限)
		○村内に店舗、事業所を有し、その店舗、事業所の営業活動のために融資を受けようとする中小企業、サービス業者で6ヶ月以上その事業を営み、かつ村税を納期ごとに完納している者	融資 ○運転資金(一般・経営安定資金)及び設備近代化資金 ○限度額 2,000万円 ○融資期間 15ヶ年以内(6ヶ月以内の据置を含む) (一括返済の場合は1年以内) ○返済方法 割賦返済又は一括返済 ○融資利率 基準金利(長期プライムレートに0.35%を加算した変動型) (R7.6.10 現在 2.25%)
		○工場等用地造成に対する補助 ・工場等敷地面積 2,000 m ² 以上 ・取得から1年以内に工場等の建設に着手	その他 ○村での工場用地の造成を希望する場合、 年利 6.0%以内、償還年限 15 年以内(担保付き)の条件で譲渡